

施設評価調書

基準日 令和5年4月1日

施設名	下田市立朝日公民館			施設番号	10008
施設大分類	住民文化系施設	施設中分類	集会施設	施設小分類	集会施設
所管課	教育委員会生涯学習課				

設置目的の達成度

計画と実績

施設名称	下田市立朝日公民館				施設番号	10008
設置目的	社会教育法第20条の目的を達成するため					
運営事業名	R3年度実績値	R4年度目標値	R4年度実績値	対前年度比	目標達成率	評価
公民館活動推進事業 (講座企画運営事業)	14 人	10 人	13 人	92.9%	130.0%	A
公民館活動推進事業 (会議室貸出事業)	11,314 人	12,400 人	10,623 人	93.9%	85.7%	B
				-	-	
設置目的に対する総合評価						A
目的達成度の評価基準	①参加者数*実施数（複数講座がある場合は全講座の合計） ②利用者合計人数 評価：目標達成率 A→100%以上、B→100%未満80%以上、C→80%未満60%以上、D→60%未満40%以上、E→40%未満					

現状分析

運営事業の意義と現状	①市の厳しい財政状況の中、限られた予算内で公民館講座を企画している。受講者は前年度に比べ1名減少した。 ②公民館の総利用者数については、利用者数が前年度比691名の減少となった。
上記の原因	①受講者の高齢化が進み、参加人数が減少している。 ②令和元年度より学童保育の場所として、1階和室と調理室が年間を通して利用がある。前年度に比べ、行政関係の利用が減少したため、多少の利用者数減少に繋がった。

次年度以降への改善点

具体的な改善方策	・公民館講座については、統廃合が控えていることもあり、現在開設されている公民館講座の自主的活動への移行を推進したい。 ・統廃合計画に基づき、地元区との協議を重ねた結果、地元区では譲渡を受けないという方針になった。しかし、市としての施設の活用方針の未決 定により、公民館の廃止は延期している。今後も、統廃合の進捗状況の説明や、代替施設の案内等、利用者に対する周知を行いたい。		
R5年度運営事業と目標値	運営事業名	R5年度目標値	備考
	公民館活動推進事業 (講座企画運営事業)	10 人	前年度維持13人≒10人
	公民館活動推進事業 (会議室貸出事業)	11,700 人	前年度+10% 10,623人*1.10≒11,700人

施設評価調書

基準日 令和5年4月1日

施設名	下田市立朝日公民館	施設番号	10008
施設大分類	住民文化系施設	施設中分類	集会施設
施設小分類	集会施設		
所管課	教育委員会生涯学習課		

効率性

計画と実績

効率性指標		R3年度実績値	R4年度目標値	R4年度実績値	対前年度比	目標達成率
①利用単位 当たり経費	A 施設総利用者数	11,314 人	12,400 人	10,623 人	93.89%	85.67%
	B 下田市年間経費	1,964,347 円	1,798,000 円	1,363,252 円	69.40%	131.89%
	B/A	173.62 円	145.00 円	128.33 円	73.91%	112.99%
②光熱水費		588,361 円	556,000 円	727,573 円	123.66%	76.42%
③消耗品費		- 円	51,000 円	- 円	-	-
効率性指標の考え方等		A利用者数：公民館利用者人数 B年間経費：市の経費総額と事務に係る人件費（職員人件費÷職員数）×1/40人工				

その他の指標

受益者負担 の適正性	区分	説明	単位	R2年度		R3年度		R4年度	
	①使用料原価	1㎡1時間当たりの原価	円		円		円		円
	②稼動割原価率	年間経費を年間収入で賄えない比率	%		%		%		%
	③1㎡1時間適正使用料	①×②	円		円		円		円
	④現行1㎡1時間使用料の平均	大・小ホール、会議室、楽屋等の平均値	円						円
	⑤適正化計画	大・小ホール、会議室、楽屋等の見直し							

運営に掛かる税負担 (市民負担)	年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度(予算)
	人口(4月1日：人)		21,080	20,734	20,287	19,963
	人口1人あたり(円/人)	運営経費	97	95	68	
年間総経費		131	111	73		

* 人口1人あたりの運営経費：運営経費（支出計）／人口 * 小数点以下切り上げ

* 人口1人あたりの年間総経費：下田市負担年間総経費／人口 * 小数点以下切り上げ

施設評価調書

基準日 令和5年4月1日

施設名	下田市立朝日公民館	施設番号	10008
施設大分類	住民文化系施設	施設中分類	集会施設
		施設小分類	集会施設

施設の概要

1 施設名 (愛称名)	下田市立朝日公民館	2 担当課 担当係	生涯学習課 社会教育係					
3 所在地	下田市吉佐美883番地の1	4 設置年月	平成1年3月					
5 総合計画の 位置付け	基本計画の分野	分野2 子育て・教育						
	施策体系	施策4 生涯学習体制の充実						
6 設置目的	社会教育法第20条の目的を達成するため							
7 設置根拠	下田市立公民館設置管理条例							
8 施設の概要	施設の概要	敷地面積 856.7㎡ 建築面積 247.25㎡ 延床面積 483㎡ 構造 鉄筋コンクリート 地上2階 1F 調理室・和室・トイレ・湯沸室・ラウンジ・管理人室 2F 湯沸室・大会議室・中会議室・小会議室・トイレ						
	実施事業 の概要	・公民館講座の実施・その他「社会教育法第22条（公民館の事業）」に基づくもの						
	料金体系 (利用料金)	料金区分	会議室等使用料 大会議室・中会議室・小会議室・和室・調理室					
		主な 利用 料金	名称	午前（9:00-12:00）		午後（13:00-17:00）		夜間（18:00-21:00）
			普通	入場料	普通	入場料	普通	入場料
	多目的ホール兼大会議室		2,100円	4,200円	2,100円	4,200円	3,140円	6,280円
	中会議室		1,050円	2,100円	1,050円	2,100円	2,100円	4,200円
	小会議室		1,050円	2,100円	1,050円	2,100円	2,100円	4,200円
和室	1,050円		2,100円	1,050円	2,100円	2,100円	4,200円	
調理室	2,100円	-	2,100円	-	3,140円	-		
減免内容	（使用料の免除） 第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、別表に定める使用料を減免することができる。 （1）市の主催で使用するとき、又は国の機関若しくは地方公共団体が市と共催で使用するとき。（全額） （2）公共的団体の主催で法第20条の目的に基づき住民のために使用するとき、又は市内の保育所、幼稚園若しくは 小・中学校の主催で、園児、児童、若しくは生徒の教育のために使用するとき。（全額） （3）公立小・中学校（市内の公立小・中学校を除く。）若しくは公立高等学校の主催で、その目的が教育のために使 用するとき、又は委員会が認めた社会教育関係団体の主催で、その目的が当該団体の設立目的のために使 用するとき。（5割減額） （4）国の機関又は地方公共団体の主催で、その目的が公共のために使用するとき。（3割減額）							
利用料金制度	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
施設運営 方法	直接運営	指定管理者						
		一部委託 委託内容						
直接従事職員	館長1枚（生涯学習課長兼任）、管理人1名							

